

那賀町医療従事者就職支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、那賀町医療従事者就職支援金（以下「支援金」という。）の交付について、那賀町補助金等交付規則（平成17年規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この支援金は、南阿波定住自立圏の圏域（本町、阿南市、牟岐町、美波町、海陽町）（以下「圏域」という。）以外の地域に所在する医療機関等に従事していた医師、薬剤師、看護師等の医療従事者で、那賀町立医療機関で就業する等の要件を満たす者に対し、予算の範囲内で支援金を交付することにより、町立医療機関における医療従事者の確保を促進することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 医師 医師免許を取得している者をいう。
- (2) 薬剤師 薬剤師の免許を取得している者をいう。
- (3) 看護職員 看護師又は准看護師の免許を取得している者をいう。
- (4) 理学療法士 理学療法士の免許を取得している者をいう。
- (5) 作業療法士 作業療法士の免許を取得している者をいう。
- (6) 言語聴覚士 言語聴覚士の免許を取得している者をいう。
- (7) 臨床検査技師 臨床検査技師の免許を取得している者をいう。
- (8) 診療放射線技師 診療放射線技師の免許を有している者をいう。
- (9) 医療従事者 前各号に掲げる者をいう。
- (10) 医療機関等 法令上、医療従事者の配置が義務づけられている施設をいう。
- (11) 正規職員 那賀町職員の給与に関する条例（平成17年条例第47号）の適用を受ける職員をいう。

(支援金の交付対象者の要件)

第4条 支援金の交付対象者は、次の各号に掲げる支援金の種別に応じ、当該各号に定めるところとする。

- (1) 移住者就職支援金 次に掲げる要件（単身世帯にあつてはエを除く。）を全て満たす者とする。

ア 医療従事者であること。

イ 移住等に関する要件（次の（ア）から（ウ）までに掲げる要件）を全て満たす者であること。

(ア) 移住元に関する要件（次の a から c までの掲げる要件）をすべて満たす者であること

a 町内に転入する直前 8 年間のうち通算 3 年以上、町外の医療機関等に医療従事者として勤務（雇用者の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての勤務に限る。）していたこと。

b 町内に転入する直前に連続して 3 年以上圏域外に在住していたこと。ただし、町内に転入する直前に連続して 1 年以上県外に在住していた場合は、この限りではない。

c 町立医療機関に勤務する直前 3 年間に於いて、圏域内の医療機関等で勤務したことがないこと。ただし、町内に転入する直前に連続して 1 年以上県外に在住していた場合は、この限りではない。

(イ) 移住先に関する要件（次の a から c までの掲げる要件）をすべて満たす者であること

a 第 6 条第 2 項の交付を受けるための申請の時点において、転入後の経過期間が 3 月以上 1 年以内であること。

b 町内に、勤務開始日から 5 年以上継続して定住する意思を有していること。

(ウ) その他要件（次の a から c までの掲げる要件）をすべて満たす者であること

a 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

b 町内に転入する直前に居住していた市区町村において税の滞納がないこと。

c 町税その他町が徴収する負担金、利用料、保険料等の滞納がないこと。

ウ 就職に関する要件（次の（ア）から（エ）までの掲げる要件）を全て満たす者であること。

(ア) 転入後の勤務先が、町立医療機関であること。

(イ) 町の正規職員及び医療従事者として採用され、申請時において町立医療機関に 3 月以上在職していること。

(ウ) 町立医療機関に、勤務開始日から 5 年以上継続して勤務する意思を有していること。

(エ) 派遣又は研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

エ 世帯に関する要件（次の（ア）から（オ）までの掲げる要件）を全て満たす者であること。

(ア) 支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）を含む 2 人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。

(イ) 申請者を含む 2 人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。

(ウ) 申請者を含む 2 人以上の世帯員がいずれも、第 6 条第 2 項の交付を受けるための申請の時点において、転入後の経過期間が 3 月以上 1 年以内であること。

(エ) 申請者を含む 2 人以上の世帯員が、いずれも暴力団等の反社会的勢力又は反社会勢力と関係を有する者でないこと。

(2) 非移住者就職支援金 次に掲げる要件を全て満たす者とする。

ア 前号ア、同号イ（ウ）のa及びc、同号ウの（イ）から（エ）までの全てを満たすこと。

イ 町立医療機関に就職する直前1年間において、圏域内の医療機関等で勤務したことがないこと。

ウ 申請時において町立医療機関への就職後、1年以内であること。

2 支援金の交付は、世帯で1回限りとする。この場合において、第6条第1項の分割交付は、合わせて1回とみなす。

（支援金の交付額）

第5条 支援金の交付総額は、次の各号に掲げる支援金の種別及び区分に応じ、当該各号に掲げる額以内の額とする。

（1）移住者就職支援金

ア 2人以上の世帯 1世帯当たり 150万円

イ 単身世帯 100万円

（2）非移住者就職支援金 50万円

2 前項第1号アに定める世帯に18歳未満（申請日が属する年度の4月1日前において、18歳未満であるもの。以下同じ。）の世帯員がいる場合は、18歳未満の世帯員1人につき50万円を加算するものとし、その上限は、150万円とする。

3 次条第2項の交付額は、前2項により算定された交付総額の2分の1の額とする。

4 次条第3項の交付額は、第1項及び第2項により算定された交付総額から前項の規定による交付額を控除した額とする。ただし、次条第2項の交付を受けるための申請の時から、世帯の状況に変動（世帯員数又は同居者数の減少に限る。）があった場合は、その変動後の世帯の状況に基づき、第1項及び第2項により算定された交付額の2分の1の額とする。

（支援金の分割交付）

第6条 前条第1項第1号の支援金は、2回に分けて交付するものとする。

2 前項に規定する交付のうち、1回目の交付は、第4条に規定する交付対象者の要件が満たされた年度に行う。

3 第1項に規定する交付のうち、2回目の交付は、第4条に規定する交付対象者の要件が満たされた年度から起算して3年度目から5年度目までの間で町長が定める期間に行う。

（交付の申請）

第7条 交付対象者は、規則第3条及び第5条に規定する支援金の交付申請をするときは、支援金交付申請書（様式第1号）に別表に掲げる書類を添えて、町長に対し、その定める日までに提出しなければならない。

（支援金の交付等決定）

第8条 町長は、申請者から前条の規定による支援金の交付の申請があったときは、その内

容を審査し、必要があると認めたときは、実地又は台帳により次に掲げる事項を確認し、居住の状況等を調査するものとする。

- (1) 水道の使用状況
 - (2) 電気契約に係る使用状況
 - (3) 居住の状況、世帯員の状況
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、居住の状況等を確認するために必要な事項
- 2 前項の調査を実施するに当たり、申請者の居住の状況等を十分に確認できる場合は、調査の一部を省略することができる。
- 3 町長は、第1項の規定による審査又は調査により、交付又は不交付を決定し、その結果を申請者に対し書面により通知するものとする。この場合において、交付を決定したときは、交付決定通知書（様式第2号）により、その決定内容及びこれに付した条件を申請者に通知するものとする。

（支援金の交付）

第9条 町長は、前条に規定する交付の決定後に、支援金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）から提出された支援金請求書（様式第3号）に基づき、支援金を交付するものとする。

（変更等の報告）

第10条 交付決定者は、次の各号に掲げる支援金の種別に応じ、当該各号に定める要件に該当することとなった場合には、速やかに変更等報告書（様式第4号）を町長に提出しなければならない。

- (1) 移住者就職支援金 次に掲げる要件のいずれかに該当することとなった場合
 - ア 移住先の住所に変更があった場合
 - イ 世帯員数又は同居者数の減少があった場合
 - ウ 町立医療機関の医療従事者でなくなった場合
 - エ 町の正規職員でなくなった場合又は退職した場合
 - オ その他第4条第1項第1号に掲げる要件に該当しなくなった場合
- (2) 非移住者就職支援金 次に掲げる要件のいずれかに該当することとなった場合
 - ア 前号ウ又は同号エに該当する場合
 - イ その他第4条第1項第2号に掲げる要件に該当しなくなった場合

（報告及び立入調査）

第11条 町長は、支援金の適切な交付を確保するために必要があると認めるときは、交付決定者に対し、支援金に関する報告を求め、立入調査を行うものとする。

（決定の取消し）

第12条 町長は、交付決定者が支援金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件を満たせなくなったとき又は次の各号に掲げる事項に該当することが判明したときは、支援金

の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 第4条に掲げる要件に該当しなくなった場合

(2) 申請内容を偽り、その他不正の手段により支援金の交付を受けたと認める場合

(支援金の返還)

第13条 町長は、支援金の交付の決定を取り消した場合において、既に支援金が交付されているときは、次の各号に掲げる支援金の種別及び区分に応じ、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。ただし、交付決定者が、死亡、疾病その他やむを得ない理由があるものとして町長が認める場合は、この限りでない。

(1) 移住者就職支援金

ア 全額の返還

(ア) 虚偽の申請をした場合

(イ) 第11条の規定による報告又は立入調査を、正当な理由なく拒んだ場合

(ウ) 勤務開始日から起算して、3年未満で町立医療機関に勤務しなくなった場合

イ 交付額から50万円を減じた額の返還 勤務開始日から起算して、3年未満で町外に転出した場合（町立医療機関での勤務を継続している場合に限る）

ウ 半額の返還 勤務開始日から起算して、3年以上5年以内に町立医療機関に勤務しなくなった場合

エ 交付額から50万円を減じた額の半額の返還 勤務開始日から起算して、3年以上5年以内に町外に転出した場合（町立医療機関での勤務を継続している場合に限る）

(2) 非移住者就職支援金

ア 全額の返還 前号アに該当する場合

イ 半額の返還 前号ウに該当する場合

(加算金及び延滞金)

第14条 交付決定者は、第12条第2号の規定による支援金の交付の決定の取消しに関し、支援金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る支援金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該支援金の額につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を町に納付しなければならない。

2 支援金の交付を複数年度にわたって受けている場合における前項の規定の適用については、返還を命ぜられた額に相当する支援金は、最後の受領の日に受領したものとし、当該返還を命ぜられた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼりそれぞれの受領の日において受領したものとする。

3 第1項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、交付決定者の納付した金額が返還を命ぜられた支援金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた支援金の額に充てられたものとする。

4 交付決定者は、前条の規定により支援金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を町に納付しなければならない。

- 5 前項の規定により延滞金を納付しなければならない場合において、返還を命ぜられた支援金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。
- 6 第1項又は第4項の場合において、やむを得ない事情があると認められるときは、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することがある。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、支援金の支給に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

別表（第7条関係）

申請時の添付書類	
1	移住者就職支援金 次に掲げる書類（第6条第3項の交付を受けるための申請においては、（2）ア（イ）及び（4）） （1）個人番号カード等、写真付き身分証明書の写し （2）移住元要件に関する書類 ア 全ての者について提出が必要な書類 （ア）履歴書（様式第1号別紙1） （イ）世帯状況申出書（様式第1号別紙2） （ウ）移住元の住民票除票の写し（2人以上の世帯にあっては、全ての世帯員のもの）。ただし、転居歴があり、住民票除票の写しのみで確認できない場合は、戸籍の附票の写し。なお、個人番号カードで、転入前の住所を確認できる場合は移住元の住民票除票を、転居歴を確認できる場合は戸籍の附票を当該個人番号カードの表面の写しに代えることができる。 （エ）町に転入する直前に居住していた市区町村の税の滞納がないことを証する書類 イ 町外における医療機関等での雇用者のみ提出が必要な書類 （ア）町外で勤務していた医療機関等の就業証明書等（移住元での在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことの確認ができる書類） ウ 町外における医療機関等の法人経営者又は個人事業主のみ提出が必要な書類 （ア）開業届出済証明書等（移住元での在勤地を確認できる書類） （イ）個人事業等の納税証明書（移住元での在勤期間を確認できる書類） （3）医療従事者の各種免許証の写し （4）その他町長が必要と認める書類
2	非移住者就職支援金 1のうち、（1）、（3）及び（4）